クーリングシェルターについての Q&A

[Q1] 埼玉県の「まちのクールオアシス」との違いは何ですか。

[A] 埼玉県が協力を呼びかけている「まちのクールオアシス」は「熱中症予防のために夏季外出時に 休憩できる冷房の入った一時休息所」とされています。

それに対して「クーリングシェルター」は環境省から、熱中症特別警戒アラートが発表された日に、 暑熱避難施設として店舗等の営業時間内で市民等に無料で開放していただくものです。

地域であらかじめ暑さをしのぐ場所(クーリングシェルター)を確保しておくことが効果的であると考えられています。

「まちのクールオアシス」と「クーリングシェルター」の登録は兼ねていただくことができます。

[Q2] 熱中症特別警戒アラートが発表されるのは、どのようなときですか。

[A] 県内すべての気象観測地点において、暑さ指数が35以上に達する場合発表されます。県内すべての暑さ指数が35以上ということは過去に例がありません。 しかし、近年の地球温暖化の進行を考慮すれば、今後起こりうることが考えられます。

〔Q3〕 クーリングシェルターとして登録する目的はどのようなことでしょうか。

[A] 熱中症特別警戒アラートが発表されるような暑さでは、熱中症による人の健康に係る重大な被害が生じる恐れが高くなります。事前にクーリングシェルターとして登録していただくことで、熱中症特別警戒アラート発表時には、高齢者や諸事情でエアコンを使用できない方が冷房の効いた空間に避難できるように、平時から備えておくことを目的としています。

〔Q4〕 クーリングシェルターに登録するために最低限必要なことはありますか。

- [A] · 定期的にメンテナンスされている冷房設備を有すること
 - ・ 当該施設の地域に熱中症特別警戒アラートが発表されたときには、市民等に開放できること
 - ・ 休憩用の椅子、ソファ等の準備(既設の物でも可)、また滞在のための必要な空間が確保されて いること
 - ・ 施設情報を市のホームページに掲載できること

[Q5] Q4のクーリングシェルターに市民等が滞在するための必要な空間には決まりがありますか。

[A] 1人あたりの必要な面積などの規定はありません。椅子等で滞在することを勘案し、施設の状況 に応じた受け入れ可能人数を決めていただきます。